

福島原発事故における原子力損害賠償ADRの 運用の手続的課題の検討

佐 瀬 裕 史

- 一 はじめに
- 二 福島原発事故による損害賠償の特徴
- 三 福島原発事故における原賠ADRの仕組み
- 四 審理のあり方
- 五 清算条項
- 六 訴訟・ADR重複係属
- 七 手続打切りのタイミング
- 八 おわりに

一 はじめに

平成23年（2011年）の東北地方太平洋沖地震とそれによる津波によって東京電力株式会社の福島第一原子力発電所及び福島第二原子力発電所において発生した事故（以下「福島原発事故」という。）による被害者は、原子力損害の賠償に関する法律（以下「原賠法」という。）3条1項の規定に基づいて、東京電力に対して、原子力損害賠償請求権を有することになる。自らが福島原発事故による被害者であると主張する者（以下では、便宜のため、ただ単に「被害者」という。）は、東京電力に対して損害賠償の支払を直接に請求できるし、

また、裁判所への訴えの提起や民事調停の申立てといった裁判所における手続を利用できる。しかし、これに加えて、原子力損害賠償の紛争解決のために設けられた特別の仕組みを利用することもできる。これは、文部科学省に設置された原子力損害賠償紛争審査会（以下「紛争審査会」という。）による「和解の仲介」（原賠18条1項、2項1号。）である。この和解の仲介は、行政機関による裁判外紛争解決手続（ADR）であり、原子力損害賠償の紛争解決において特徴的なものである。原賠法が和解の仲介を設けた理由は、損害の認定に専門的知見を要し、また、当事者間で損害賠償について合意できない場合も予想されることから、損害賠償の円滑かつ適切な処理を図るためであった¹⁾。

原賠法による和解の仲介は、事故の発生を受けて政令によって紛争審査会が設置された場合（原賠18条1項）に行われる手続であって、福島原発事故よりも前にすでに実施されたことがあった。それは、平成11年（1999年）に茨城県東海村で発生した株式会社ジェー・シー・オーの核燃料加工工場における臨界事故（以下「JCO臨界事故」という。）が発生した際である。この事故を受けて設置された紛争審査会に対する和解の仲介の申立ては、被害者から2件行われ²⁾、紛争審査会において10回あるいは18回の小委員会が開催されたものの、いずれの案件においても和解の仲介が打ち切られた（なお、申立てから打ち切りまでの期間は、18回の小委員会が開催された案件で11ヶ月、10回の小委員会が開催された案件で22ヶ月であった³⁾。).

JCO臨界事故とは異なり、福島原発事故における和解の仲介（以下では、福島原発事故における和解の仲介を「原賠ADR」という。）では、多数の案件の処理がなされている。福島原発事故における原賠ADRは、現在においても続けられており、令和3年（2021年）12月末までの累計の申立件数が27,551件、累計の既済件数が26,634件となっている⁴⁾。同じ時点までの東京電力に対する

1) 科学技術庁『原子力損害賠償制度〔改訂版〕』（通商産業研究社、1991）108頁。

2) 野村豊弘=道垣内正人=豊永晋輔編『原子力損害賠償法コンメンタール』（第一法規、2022）149頁。

3) 文部科学省「JCO臨界事故時の原子力損害賠償対応について」（原子力損害賠償制度の在り方に関する検討会第1回（2008.6.6）配布資料1-7別紙）https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/kaihatu/007/shiryo/attach/1367177.htm

4) 原紛センター『原子力損害賠償紛争解決センター活動状況報告書～令和3年における状況につい

福島原発事故における原子力損害賠償ADRの運用の手続的課題の検討
訴えの提起・調停の申立て・仮処分等の累計が630件⁵⁾であることを考えると、原賠ADRは、福島原発事故における紛争解決処理において重要な位置を占めているといえる⁶⁾。裁判手続において原賠ADRで取り扱われてきた事件数を処理することは容易なことではない⁷⁾、また、被害者にとっても、原賠ADRを利用する者がコストなどから訴訟を容易に提起できるとは限らないため、原賠ADRは、福島原発事故による紛争解決にとって必須であったといえる。

福島原発事故における原賠ADRについては、多くの検討がなされているものの、その手続的課題については、原賠ADRにおいて提示される和解案を東京電力が受諾しなかった事例が生じていることを契機として、原賠ADRにおいて出された和解案を原子力事業者が受諾しなければならないようにする何らかの仕組みを法的に設けるべきか否かという点について議論され、平成30年(2018年)に成立した原賠法改正の立案過程⁸⁾においても検討がなされた⁹⁾。しかし、それ以外の手続的課題について検討されることは、多くはなかったように思われる¹⁰⁾。そこで、この論文では、福島原発事故における原賠ADRの運用に的を絞って、手続的な観点から課題を検討していきたい。

検討の流れとしては、今回の原賠ADRの対象となる福島原発事故による損

て～(概況報告と総括)』(2022)16頁。

- 5) 東京電力ホールディングス株式会社「原子力損害賠償のお支払い状況等」4頁(原子力損害賠償紛争審査会57回(2022年8月8日)資料3-1) https://www.mext.go.jp/content/20220203-mxt_san-gen01-000020377_14.pdf なお、この資料によれば、令和3年(2021年)12月末までに東京電力が受け付けた賠償金の請求書の受付件数の累計は、約297万9千件である。
- 6) なお、令和3年(2021年)3月末までの賠償金の支払累計額は10兆50億円、原賠ADRにおける和解金額の累計は3312億円であり、金額でみても原賠ADRが重要であることが分かる。東京電力ホールディングス株式会社「第四次総合特別事業計画に関連する参考資料」(2021)75,77頁、<https://www.tepco.co.jp/press/release/2021/pdf3/210804j0102.pdf>
- 7) 令和3年(2021年)のすべての裁判所における訴訟事件の新受付件数は、508,622件である(最高裁判所事務総局『令和3年司法統計年報概要版 1民事・行政編』(2022)1頁.)。
- 8) 平成27年(2015年)5月から平成30年(2018年)10月にかけて、原子力委員会に設置された原子力損害賠償制度専門部会において検討がなされた。
- 9) 検討内容については、山本和彦「事故賠償手続の充実に向けて」論究ジュリ29号(2019)107頁以下を参照。
- 10) 原賠ADRの手続運用の迅速性について検討したものとして、豊永晋輔「原子力損害賠償ADRは迅速性の要請にこたえたか——浪江町集団申立て事件を例に」仲裁とADR16号(2021)47頁以下がある。

害賠償の特徴をあげて (二), 原賠ADRの制度とその運用をまとめる (三). そのうえで, 審理のあり方 (四), 提示される和解案における清算条項の内容 (五), 同一の被害者の起こした訴訟と原賠ADRとが重複して係属している場合の扱い (六), 和解が成立しないことを理由として原賠ADRの手続を打ち切るタイミング (七) について検討していきたい.

原賠ADRの申立件数は年によって大きな違いがあり (最も申立件数が多かったのは平成26年 (2014年) の5217件であったが, その後は減少していき, 令和3年 (2021年) では1144件となっている¹¹⁾.), 件数によって案件の処理の仕方が異ならざるを得ないであろうが, 申立件数が比較的多かった時期の取扱いを念頭に置いて検討していく.

二 福島原発事故による損害賠償の特徴

紛争解決制度は, そこで取り扱われる対象の特質を踏まえて形作られ, また, 評価される必要がある. そこで, 通常の事件における損害賠償と比較して, 福島事故による損害賠償において特徴的といえる事項について, いくつか確認しておく.

第一は, 原賠法3条1項が原子力事業者の無過失責任を定めているところ, 原子力損害賠償の義務者である東京電力は, 原賠法3条1項ただし書きによる損害賠償責任の免責を主張しない点である. これによって, 被害者と東京電力との間の原子力損害賠償に関する紛争における争点は, 民法の不法行為に基づく損害賠償の主張をしない限り, 損害の発生, 因果関係, 損害の評価に関する事項のみで足りることとなる.

第二は, 賠償を逐次実施する必要が高いことである. 民法における不法行為であれば, 典型的には, 損害の全体が分かった段階で (仮払いを別にすれば) 損害賠償の請求を行うことが想定される. しかし, 福島原発事故では, 原発

11) 原紛センター・前掲注 (4) 令和3年活動状況報告書5頁.

福島原発事故における原子力損害賠償ADRの運用の手続的課題の検討
事故によって突然に避難を余儀なくされ、避難が長期間にわたり、そのうえ、
避難がいつ終了するのも分からない状態となった被害者が多い。このような被害者にとって損害の全体が明らかになるのは避難が終了した段階となるが、生活の基盤を喪失した被害者は、その段階まで損害賠償の支払を待つことはできない。そのため、逐次に被害者に賠償をする必要が高い。

第三は、賠償義務者である東京電力は、福島原発事故による損害賠償の実施について、原子力損害賠償・廃炉等支援機構法（以下「支援機構法」という。）に基づいて、原子力損害賠償・廃炉等支援機構（以下「支援機構」という。）からの資金援助（資金交付と株式の引受け）を通じて、国からの公的支援を受けている点である。この仕組みのもとでは、損害賠償に必要な資金については国からの援助が上限なく何度でも受けられ、東京電力が債務超過となって損害賠償に支障が生じないようにすることが意図されている¹²⁾。また、国からの公的支援を受けていることから、東京電力は国からの影響を非常に受けやすい立場にある。ただ公的支援を受けているだけではなく、令和4年（2022年）3月31日の時点において支援機構は東京電力ホールディングスの発行済み株式総数の54.74%を保有しており¹³⁾、支援機構が認可法人であることを考えると、東京電力の実質的な親会社は国という状況にある。

第四は、支援機構からの資金援助を受けるにあたって東京電力と支援機構が共同で作成し、主務大臣の認可を受けなければいけない特別事業計画（支援機構法45条1項）において、「3つの誓い」の一つとして、和解仲介案の尊重

12) 高橋康文『解説原子力損害賠償支援機構法』（商事法務、2012）34-36頁参照。支援機構による東京電力に対する支援の方法は、資金交付、新株の引き受けなどがある。東京電力に対して資金の交付をした場合、東京電力が受け取った資金は、負債ではなく、特別収益として扱われる。資金の交付により資金を受け取った東京電力は、将来において特別負担金を支援機構に支払うことになるものの、東京電力が支払うことになる特別負担金の額は、その計算方法も含めて何も決まっておらず、支援機構が特別負担金の額を毎年度定めることにより初めて確定し、この段階で費用ないし負債として会計上認識されるものと扱われ、資金交付の段階では、交付された資金は費用ないし負債としては認識されない仕組みとなっている（この仕組みのため、東京電力に対してどれだけの資金が支援機構から交付されようとも、東京電力が債務超過になることはない。）。

13) 東京電力ホールディングス株式会社『有価証券報告書2021年度（第98期）』（2022）60頁。なお、総株主の議決権に対する支援機構の所有議決権の割合は、50.09である。

が掲げられていることである¹⁴⁾。掲げられている内容は、そもそもが「受諾」ではなく、「尊重」であるし、また、特別事業計画における記載であるため、東京電力が被害者に対する関係で原賠ADRの手續に参加し、そこで提示される和解案を受諾する法的義務を負ったわけではない。しかし、政治的・社会的には、東京電力は、原賠ADRの手續に参加し、提示される和解案を受諾することが求められ、被害者にとっては東京電力が原賠ADRの手續に参加し、和解案を受諾するとの期待が生じ、東京電力が和解案を受諾しないことに対して批判が加えられるので¹⁵⁾、東京電力が和解案を受諾しないという選択をしにくくなるという意味において、原賠ADRの実効性が著しく高まることになる。

三 福島原発事故における原賠ADRの仕組み

(1) 紛争審査会による「一般的な指針」

原子力損害賠償に関する紛争について和解の仲介を行う紛争審査会は、和

- 14) 支援機構＝東京電力株式会社「新・総合特別事業計画（平成26年1月15日認定）」(2013) 36頁。「和解仲介案の尊重」の具体的内容は、「原子力損害賠償紛争審査会の定める中間指針第四次追補においては、東京電力に対して、中間指針で賠償対象と明記されていない損害についても、その趣旨を踏まえ、合理的かつ柔軟な対応と被害者の方々の心情にも配慮した誠実な対応を求めている。東京電力としては、中間指針の考え方を踏まえ、原子力損害賠償紛争解決センターから提示された和解仲介案を尊重する。また、被害者の方との間に認識の齟齬がある場合でも被害者の方の立場を慮り、真摯に対応するとともに、手續の迅速化等により引き続き取り組む。」というものである。なお、3つの誓いのうち、残りの2つは、「最後の一人まで賠償貫徹」と「迅速かつきめ細やかな賠償の徹底」である。
- 15) 東京電力が原賠ADRにおいて提示された和解案の受諾を拒否したことは、メディアにおいて東京電力の対応が批判的に報道されるだけでなく、国会の委員会における質疑での批判や行政機関による行政指導の対象となっている。行政機関についてあげると、例えば、文科省は、原賠ADRにおける手續が東京電力による和解案の受諾拒否によって打ち切られたことについて、東京電力の「3つの誓い」の和解仲介案の尊重が遵守されていないのではないかという疑念を持ち（198回国会衆議院東日本大震災復興特別委員会議録3号（2019.3.14）14頁における増子宏（文部科学省大臣官房審議官）答弁）、原賠ADRを含めた原子力損害賠償を所掌する文部科学省研究開発局長は、原紛センターによる毎年の活動状況報告書の公表を受けて、原賠ADRにおける東京電力の対応に関して、和解仲介手續に対する真摯な対応や原紛センターが提示する和解案の尊重も含めた新・総合特別事業計画における「3つの誓い」の遵守など行うように毎年求めている（https://www.mext.go.jp/a_menu/genshi_baisho/jiko_baisho/detail/1369795.htm）。また、電力産業の所管する経済産業大臣も、被災者の個別の事情を丁寧に向って適切な対応をするようにとの指導を行うことを表明している（198回国会衆議院予算委員会議録13号（2019.2.25）20-21頁における世耕弘成（経済産業大臣）答弁）。

福島原発事故における原子力損害賠償ADRの運用の手続的課題の検討
解の仲介だけでなく、「原子力損害の賠償に関する紛争について原子力損害の
範囲の判定の指針その他の当該紛争の当事者による自主的な解決に資する一
般的な指針を定めること」（原賠18条2項2号）をも任務としている。そして、
福島原発事故においては、中間指針、第一次～第四次追補（以下、まとめて「中
間指針等」という。）が定められている。紛争審査会による指針は当事者や裁
判所を拘束するものではなく、当事者間での交渉に際して参照されることが
念頭におかれている。しかし、それに留まるものではなく、紛争審査会による
和解の仲介は、指針に基づいて行われることが予定されている¹⁶⁾。

中間指針等は、「賠償すべき損害として一定の類型化が可能な損害項目やそ
の範囲等を示したもの」として自らを位置付け、中間指針で対象とされなかつた
ものが直ちに賠償外となることを意味しないこととされている¹⁷⁾。そのため、
原賠ADRでは、中間指針等に基づきながら、事件の個別の事情に応じて
損害の認定を行うことで和解の仲介がなされていく。

(2) 原賠ADRの実施組織

原賠法では和解の仲介は紛争審査会が行うものとされ、JCO臨界事故にお
いては、紛争審査会の委員が和解の仲介手続を実施した¹⁸⁾。しかし、福島原発
事故では多数の紛争の発生が予想されるところ、紛争審査会の委員が和解の
仲介手続をすることでは事件の処理が十分にできないことから、体制の整備
が図られた。まず、和解の仲介手続を行う権限を付与される特別委員が紛争
審査会に置かれることになり（原子力損害賠償紛争審査会の組織等に関する
政令（以下「組織令」という。）4条1項）¹⁹⁾、紛争審査会の委員ではなく、弁護士
から任命された特別委員が個別の案件について和解の仲介手続を行う仲介
委員となる運用となった（暦年の末日において、仲介委員の人数が最も多かつた
のは平成26年（2014年）の283名で、令和3年（2021年）では227名となつ

16) 豊永晋輔『原子力損害賠償保障法』（信山社、2014）422頁。

17) 中間指針「第1中間指針の位置づけ 4」。

18) 野村ほか・前掲注（2）148-149頁。

19) 平成23年7月27日政令229号による組織令の改正。

ている²⁰⁾). また、紛争審査会の会長の指名する委員または特別委員から構成される総括委員会が設けられ、個別の案件ごとの仲介委員の指名などの仲介委員の業務の総括を行うこととされた(原子力損害賠償紛争審査会の和解の仲介の申立ての処理等に関する要領(平成23年8月5日紛争審査会決定. 以下「申立処理要領」という.) 1条, 2条. 総括委員は、裁判官経験者, 弁護士, 研究者各1名の3名が指名される運用である.). さらに、和解の仲介手続に関する事務局機能を果たす和解仲介室が設けられるとともに(裁判所・法務省からの出向者, 弁護士, 文部科学省のプロパーの職員などから構成され, 室長は裁判官を前職とする出向者が務めている.), そこに、弁護士・弁護士となる資格を有する者から任命された、仲介委員を補佐する役割を担う調査官²¹⁾が置かれた(暦年の末日において、調査官の人数が最も多かったのは平成25年(2013年)の193名で、令和3年(2021年)では84名となっている²²⁾). 総括委員会, 仲介委員, 調査官, 和解仲介室といった和解の仲介を行う組織は、まとめて、原子力損害賠償紛争解決センター(以下「原紛センター」という.)と呼ばれている(申立処理要領6条). 原賠法においては和解の仲介手続は紛争審査会の権限とされているものの、紛争審査会本体が和解の仲介手続に関与することはなく、原紛センター限りで和解の仲介手続が行われている²³⁾.

(3) 原賠ADRの手続の概要

原賠ADRの手続は、原紛センターへの被害者による申立て²⁴⁾により始まる。

20) 原紛センター・前掲注(4) 令和3年活動状況報告書3頁。

21) 調査官は、形式的には非常勤ではあるものの、月曜日から金曜日まで1日あたり5時間45分の勤務を行うものとされ、常勤に近い勤務形態である。團藤丈士「原子力損害賠償紛争解決センターにおける和解仲介手続について」法支178号(2015)69頁。

22) 原紛センター・前掲注(4) 令和3年活動状況報告書3頁。

23) 出井直樹「原子力損害賠償ADRについて」仲裁とADR7号(2012)53頁。具体的事件についてのADR機関である原紛センターについて、抽象的な実体基準策定機関である審査会から一定の独立性を持たせたとする。

24) 法令上は、損害賠償義務者とされる者からの和解仲介の申立てが除外されてはいない。しかし、東京電力から原賠ADRへ申し立てた案件はこれまでになく、仮に東京電力から申立てがなされたとしても、原紛センターは、迅速な被害者救済に資するものではないとして、和解の仲介をしないのではないかと推測される(原紛センターは、平成30年(2018年)に、東京電力に対

原賠ADRの申立ては、賠償の対象となる費目や期間を限定して行うことが一般的であり、そのため、同一の申立人からの複数回の申立ても広く行われている²⁵⁾。申立書が原紛センターに提出されて受理されると、総括委員会によって指名された仲介委員が原賠ADRの手続を実施していくことになる。仲介委員は、案件によっては複数の場合もあるものの、基本的には一人が指名される²⁶⁾。仲介手続にあたる仲介委員は、「中立かつ公正な立場で事案の究明及び紛争の迅速かつ適正な解決」に努めることとされている（原子力損害賠償紛争解決センター和解仲介業務規程（平成23年8月26日総括委員会決定、以下「業務規程」という。）21条1項）。被申立人である東京電力からの答弁書の提出後、仲介委員は、調査・検討を経て、当事者の双方または一方から面談によって意見を聴取する必要あるいは当事者間で協議をする場を設ける必要があるれば口頭審理期日を実施し（業務規程24条1項）²⁷⁾、和解案を作成し、和解案を当事者に提示することになる（申立処理要領3条1項、業務規程28条）。この過程において、調査官は、申立人に対して電話等でヒアリングしたり、当事者に資料の提出を求めたり、主張や論点の整理分析を行うなどして、仲介委員を補助する。仲介委員による和解案の作成にあたっては、仲介委員は、中間指針等だけでなく、「多くの申立てに共通する問題点について一定の基準を示すものであって、仲介委員が行う和解の仲介にあたって参照されるもの」として

して返還すべき過払金の確定を求める被害者からの申立てについて、迅速な被害者救済に資さないことを理由として、和解の仲介をしないものとした。原紛センター『原子力損害賠償紛争解決センター活動状況報告書～平成30年における状況について～（概況報告と総括）』（2018）15頁。).

25) 原紛センターの活動状況報告書では、複数回の申立ての割合が統計として示されている。例えば、令和3年における申立件数のうち過去に申立てを行ったことのある申立人による申立ての割合は、54.2%である。原紛センター・前掲注（4）令和3年活動状況報告書7頁。

26) 原紛センター『原子力損害賠償紛争解決センター活動状況報告書～平成24年における状況について～（概況報告と総括）』（2012）21頁。

27) 和解仲介室からは、迅速な手続進行のために、口頭審理期日を開かないで書面審理のみでの和解提案が可能な事件については、書面審理のみでの和解案の提示が仲介委員に呼びかけられていた。野山宏「原子力損害賠償紛争解決センターにおける和解の仲介の実務11」判時2216号（2014）10頁。

総括委員会が定めた総括基準²⁸⁾、原紛センターの和解の先例を参照する^{29) 30)}。そして、和解案の作成の前提となる損害の認定に関しては、書証の乏しい事案の事実認定は被害の実態に即して申立人の陳述から事実を積極的に認定することとされ³¹⁾、書証がなくても、申立人の主張に特に合理性を欠く点がない限りはその主張が事実であると取り扱われて賠償を認められ³²⁾、簡易な形で申

28) 原紛センター、https://www.mext.go.jp/a_menu/genshi_baisho/jiko_baisho/detail/1329118.htm (最終閲覧日2022年8月17日)

29) 過去の和解先例に準拠して和解案の作成を行うことが明文の規範として定められているわけではない。しかし、総括委員会が平成24年(2012年)7月5日に公表した東京電力の対応に問題のある事例のうち事例2.3では、原紛センターにおける確立した和解先例に反する主張を東京電力が行うことで和解が遅延したことが問題とされている。原紛センター総括委員会「東京電力株式会社への対応に問題のある事例の公表について(平成24年7月5日)」(2012.7.5) https://www.mext.go.jp/a_menu/genshi_baisho/jiko_baisho/detail/1329350.htm 仲介委員は独立して判断をするうに、和解先例が仲介委員を拘束するものと公式には定められていない以上、和解先例と異なる主張が仲介委員に受け入れてもらえない蓋然性は高かったとしても、和解先例と異なる判断を仲介委員がする可能性はあるので、和解先例と異なる主張をすること自体が非難の対象になることは、本来はないはずである。東京電力が和解先例に反する主張をしたことを原紛センターが非難する背景には、原紛センター内部において、和解先例を実質的に拘束力のあるものとして扱い、それと異なる主張を採用しないようにすることが非公式に原紛センター内部において周知・徹底されていたことがあるのではないかの疑念が生じる。なお、注30も参照。

30) 調査官を通じた情報交換、複数の合議体間での協議、和解案提示にあたっての総括委員会の助言、解決事例の作成・公表、仲介委員の研究会といった方策も、仲介委員間における判断基準の統一に資するとされる。出井・前掲注(23) 52-53頁。なお、公式のものではないものの、原紛センターの内部において、和解案作成にあたっての考え方・基準をまとめた文書が存在し、仲介委員や調査官によって利用されていることが報道されている(「東日本大震災：福島第1原発事故 避難中死亡、賠償一律半額に ADR、迅速処理優先」毎日新聞、2014.07.09朝刊1頁。「東日本大震災：福島第1原発事故 原発賠償、「一律5割」内部文書明記 紛争解決センター「存在せず」は虚偽」毎日新聞、2014.08.30朝刊1頁。「ゆがんだ償い：福島第1原発事故 原発ADR、一律5割 国の説明、二転三転」毎日新聞、2014.08.30朝刊29頁。187回国会参議院質問主意書提出番号14番(提出者：荒井広幸)に対する政府答弁書参照。)。和解仲介室長などの和解仲介室に属する職員が一定の考え方・基準を作成して、個人メモの形式のもので、それが事案の処理にあたって依拠されるべきものとして事実上機能していたということであろう。初代の和解仲介室長が原紛センターの和解仲介の実務を解説するにあたって、総括基準や実際の損害認定の実務についての詳細な解説を執筆していたことも(野山・前掲注(27)3頁の目次参照)、和解仲介室(室長)が事実上の基準を作成していたことをうかがわせる。なお、直前で引用した毎日新聞2014年7月9日朝刊1面では、仲介委員の和解案の作成にあたって、案件の担当調査官だけでなく、和解仲介室が和解案の内容作成に関与していたことが示唆されている。和解仲介室の室長などの管理職が仲介委員の作成する和解案のチェックを行っていたことを疑わせる。

31) 原紛センター・前掲注(26) 平成24年活動状況報告書19頁。

32) 小島延夫「原子力損害賠償紛争解決センターでの実務と被害救済」環境と公害43巻2号(2013) 23頁。

福島原発事故における原子力損害賠償ADRの運用の手続的課題の検立人
立人に有利な認定がなされる³³⁾。当事者間に和解が成立すれば原賠ADRの手
続が終了し（業務規程31条）、紛争が解決される見込みがないときは原賠
ADRの手続が打ち切られる（組織令11条1項、業務規程34条）。

この原賠ADRの手続について特筆すべきこととして、紛争解決に至る割合
の高さがある。被申立人となる東京電力は、原賠ADRの手続に参加する法的
な義務を負っていないものの、手続に参加し、そして、ほとんどの案件に
おいて提示された和解案を受諾している（具体的な数値については、この直
後の（3）原賠ADRの手続の取扱実績を参照）。これは、前記のとおり（二）、
東京電力が、特別事業計画において、「3つの誓い」のひとつとして「和解仲
介案の尊重」を掲げたことに由来する。通常の和解の仲介や調停であれば当
事者の手続への参加義務がないことが多いし、また、和解案・調停案の諾否
は当事者の自由であるので、それと比べると、紛争解決に至る割合の高さは
際立つ。

（4）原賠ADRの手続の取扱実績

原紛センターにおける和解の仲介手続の取扱実績については³⁴⁾、令和3年
（2021年）12月末の時点において、累計で、申立件数2万7551件、既済件数2万
6634件、和解成立件数2万1267件、仲介手続打切件数2354件、取下げ件数3011
件、却下等2件となっている。既済件数のうち手続の終了事由が和解成立であ
るものの割合は79.8%、仲介手続打切であるものの割合は8.8%、取下げである
ものの割合は11.3%となる。和解打切りのうち、東京電力が和解案を拒否した
ことが仲介手続打切りの理由であるものは139件、既済件数に占める割合は
0.5%であり、そのうち申立人が東京電力社員でもその家族でもないものは、

33) 初代の和解仲介室長は、福島原発事故被災者の主流は、法律家が普段取り扱う事件の当事者には
ならないタイプの人であって、損害額を多めに請求するような人たちではないために、原紛
センターでは、申立人の主張の中から賠償の箇所付けができそうなものが現れた場合には、積
極的に賠償の箇所付けをしていくというマインド、請求額は実際よりも少ないという観点から
の検討を行うマインド（増額査定マインド）が求められると説明していた。野山・前掲注（27）
12頁。

34) 原紛センター・前掲注（4）令和3年活動状況報告書5,14,16頁の数値をもとにした。

54件、既済件数に占める割合は0.2%となる。

審理期間としては、原紛センターは、当初は3か月での案件処理を目標としていたものの³⁵⁾、事件数の多さから実現できなかった。各暦年において和解の成立により終了した事件の仲介委員の指名から和解案の提示までの期間³⁶⁾は、平成26年(2014年)4.6か月、平成27年(2015年)4.6か月、平成28年(2016年)6.1か月、平成29年(2017年)7.9か月、平成30年(2018年)10.9か月、令和元年(2019年)11.0か月、令和2年(2020年)10.0か月、令和3年(2021年)7.9か月となっている³⁷⁾。

四 審理のあり方

(1) 基準準拠型で裁断型の運用

原賠ADRにおける審理は、基準準拠型で裁断型として運用されている。原賠ADRでは和解の「仲介」が行われるとされており、その手続は、和解の仲介や調停の理念的な類型としては、当事者間の主張や利害関係を調整することで和解が成立するように手続実施者が努める調整型手続や両当事者が言い分をやり取りでき、手続実施者が対話の過程をコントロールすることに専念して当事者の間で主張をやり取りして交渉できるように専念する交渉促進型のようにも思われる。しかし、そうではなく、大量の事件を迅速かつ実効的に解決する必要性や福島原発事故は社会的に見て一個の事故であるために事件ごとに基準が異なることは望ましくないという配慮から、原賠ADRでは、仲介委員は、中間指針等、総括基準といった一定の基準、損害賠償理論に照らした和解案の提示がなされる(その際、和解案の理由は、調査官が口頭で簡単に示すに留まるのが原則であり、簡単なメモが交付されることはあって

35) 原紛センター『原子力損害賠償紛争解決センター活動状況報告書～初期段階(9～12月)における状況について～(概況報告と総括)』(2011)15頁。

36) 期間の始期は申立てではなく、また、期間の終期も和解成立ではないため、訴訟の平均審理期間の比較の際には注意が必要である。

37) 原紛センター・前掲注(4) 令和3年活動状況報告書19頁。

福島原発事故における原子力損害賠償ADRの運用の手続的課題の検討も、書面で示されるのは稀である。) ³⁸⁾。そのため、原賠ADRの手続は、一定の基準に準拠して、手続実施者が両当事者の主張を評価する評価型に分類されることになる³⁹⁾。そして、評価型の中でも、原賠ADRでは、和解案を当事者に示すことに主眼が置かれ、仲介委員による和解案提示後には当事者は受諾するか拒絶するかの表明のみが求められ、提示後の審理はほとんどなされず、また、当事者の意向を踏まえた和解案の調整・変更はほぼ行われないことから⁴⁰⁾、和解案は当事者を拘束するわけではないものの、和解案は判決と類似したものととして手続では位置付けられ、原賠ADRは裁断型に近いものと考えることができる⁴¹⁾。

このような運用は、多数の案件を処理していく必要性という観点からは合理的なものといえる。しかし、このような形で原賠ADRを運用していくこと自体は、業務規程などによって原紛センターが公式には定めているわけではない。行政ADRにおける調停や和解の仲介では、取り扱われる件数が多いわけではないためか、どのような形で手続を運用するかが定められてはいないのが一般的なので、原賠ADRだけ定めていないというわけではない。だが、原賠ADRでは多数の事件が処理されることを考えると、当事者が和解の仲介手続においてどのような行動をとればよいかを検討しやすくし、原賠ADRに当事者が期待するものと現実に経験するものとの不一致をなくすという観点からは、公式に示した方が望ましかったといえよう。

(2) 簡易な審理

原賠ADRの手続に関する定めとして業務規程があるものの、業務規程は限定的な手続事項しか定めておらず、手続をどのように行うかは、仲介委員に任されている。手続がどのように行われるかは個別の案件によって異なる面もあ

38) 出井・前掲注(23) 51頁参照。出井直樹「原賠ADR審理の特色と課題」仲裁・ADRフォーラム6号(2019) 9, 13頁。

39) 出井・前掲注(23) 53頁参照。

40) 出井・前掲注(38) 13頁。

41) 豊永・前掲注(10) は裁断型とする。出井・前掲注(40) 13頁は、ある意味では評価型の極にあるものと表現する。

るものの、未済案件の多さを背景として審理簡素化の徹底が必要であると原紛センターは認識していたので⁴²⁾、簡易柔軟な審理が行われてきた。案件によってかなりの違いがみられるものの、例えば、手続進行に関して、迅速な進行のために、口頭審理期日を開かないで書面審理のみでの和解案の提案が可能なお案件については書面審理のみでの和解案の提示がなされ、口頭審理期日が開かれた場合でも少数回だけの開催とされた⁴³⁾。また、書面審理については、「不意打ちになりそうな事項があれば、相手方当事者に一回は書面による反論の機会を与える運用を行う」とされ(傍線部は筆者による)⁴⁴⁾、事件によっては申立書と答弁書の提出のみでの和解案の提示がなされ⁴⁵⁾、審理のスケジュールや審理の終結の告知もなされずに和解案の提示に至ることが多いようである。釈明、資料提出要求は、仲介委員や調査官が必要と判断したものに厳選して行うものされた⁴⁶⁾。前記のように(三(3))のように仲介委員は簡易に認定を行ってきたことを踏まえると、相当に厳選されたことが推測できる。

このような簡易な審理は、当事者から見れば、十分な主張立証を行う機会がなかったということにもなる。しかし、書面のみでの審理、申立書と答弁書のやり取りのみでの和解案の提示、釈明や資料提出要求の厳選という点については、簡易な審理でごくごく限られた資料に基づいて粗い認定をするものとしてADRを組み立てることはひとつの合理的な制度設計であるので、問題ではない。

問題となるのは、このような簡易な審理がなされることが当事者に十分に示されていない点である。原賠ADRでは、一定の時期よりも後においては簡易な審理を行うこと自体が抽象的には総括委員会の所見⁴⁷⁾や原紛センター

42) 原紛センター・前掲注(26)平成24年活動状況報告書23頁。

43) 原紛センター・前掲注(26)平成24年活動状況報告書19頁。野山・前掲注(27)10頁も参照。

44) 野山・前掲注(27)10頁。

45) 例えば、東京電力の対応に問題のある事例として総括委員会が公表した事例(前掲注(29)参照。)のうち、事例3はこのようなものである。原紛センター総括委員会「東京電力の対応に問題のある事例の和解契約書及び審理経過の公表について(事例3)」https://www.mext.go.jp/component/a_menu/science/detail/_icsFiles/afidfile/2012/12/27/1329350_006.pdf

46) 原紛センター・前掲注(26)平成24年活動状況報告書19-20頁、野山・前掲注(27)12頁。

47) 原紛センター総括委員会「原子力損害賠償紛争解決センターの和解仲介取扱い状況の認識及び取組方針」(2012.4.19) https://www.mext.go.jp/component/a_menu/science/detail/_icsFiles/afidfile/2016/04/27/1329118_012_1.pdf

福島原発事故における原子力損害賠償ADRの運用の手続的課題の検討の活動状況報告書⁴⁸⁾において公表されてはいるものの、標準的な手続の進め方が定められていないし（もっとも、定められていたとしても、扱う案件の多様性を踏まえると、いくつかのパターンが必要になる。）、個別の審理スケジュールや審理の終結が当事者に知らされる保障もない（調査官などから個人的に教えてもらえることが事件によってはありうるかも知れない。）、どのような密度・精度での審理がなされるのか、審理の終わりまでにどのような主張立証の機会があるのかを踏まえて、当事者は主張立証を行っていくはずであり、これらが分からないことは、当事者にとって手続保障に欠けており、不適切といえる⁴⁹⁾。

このような考え方は、既存の法律にも見られる。和解の仲介を行う事業者が裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律（以下「ADR法」という。）に基づく法務大臣の認証を得るための基準のひとつとして、「民間紛争解決手続の開始から終了までの標準的な手続の進行について定めていること」（ADR法6条7号）がある。この基準については、手続を具体的にどのように進めるかについて定めることは基本的事項で、紛争の当事者に対する手続保障、紛争の当事者の衡平な取扱い等に資するものであるほか、紛争当事者にとっての予測可能性を担保するものと説明されている⁵⁰⁾。また、審理の終結をあらかじめ当事者に知らせることにに関して、一部の争訟性の高い非訟事件の審理では、裁判所は審理の終結を当事者に告知することが義務付けられている（借

48) 原紛センター・前掲注(26)平成24年活動状況報告書19-20,23頁。

49) 総括委員会によって和解の仲介手続における東京電力の対応に問題がある事例として公表されたもの(注29参照)のうち、事例2,3,4については、原紛センターと東京電力とで審理のスケジュールや審理において準拠する基準といった審理のあり方についての認識が異なっていることに起因しているようにも思われる。このような相違が発生した理由のひとつとして、本文に掲げたものをあげるがあると推測することができる。

50) 小林徹『裁判外紛争解決促進法』（商事法務、2005）72頁。また、山本和彦＝山田文『ADR仲裁法〔2版〕』（日本評論社、2015）259頁も、手続の透明性の確保や適時性の担保としても、標準的な手続進行の開示が非常に重要であるとし、手続に予測可能性があれば、当事者の手続上の地位はより安定するとする。加えて、同書同頁は、標準的手続があることによって、標準的手続からの変更について当事者は手続実施者に理由を尋ねることができ、さらには、標準的手続をデフォルトとして手続進行について手続実施者と両当事者で話し合いのうえで合意することも可能になると指摘する。

地借家54条, 家事事件手続71条, 民事保全31条)。これは, 当事者が十分な攻撃防御方法の提出をできるようにするためには判断資料の提出期限を明らかにする必要があると考えられているためである⁵¹⁾。原賠ADRにおいては, 和解案の諾否を当事者が決められるということはあるものの, 審理の結果が和解案という形で提示され, その和解案が提示後には変更されないという状況に照らせば, これらの非訟事件の審理と同様に考えるべきであろう。

五 清算条項

一般的には, 和解や調停が当事者間で成立する際, 合意の中に, 清算条項が設けられることが多い。これにより, 和解や調停における合意の内容を除いては, 債権債務がないことが当事者間で確認され, 和解や調停が成立した後に紛争が発生することの防止に役立つことになる。原賠ADRにおいて提示される和解案においても清算条項は設けられるものの, それはかなり特殊で, 一般的な清算条項(清算の対象とされるものについて, 和解に定めるもののほかに何らかの債権債務がないことを相互に確認する旨の条項)ではない⁵²⁾。次に実際に成立した和解の和解条項を示す(なお, 金額は●に置き換えており,

51) 家事事件手続法について, 金子修編『逐条解説家事事件手続法』(商事法務, 2013) 235-236頁商。民事保全法について, 法務省民事局参事官室編『一問一答新民事保全法』(商事法務研究会, 1990) 108-109頁。借地借家法について田山輝明=澤野順彦=野澤正充編『新基本法コンメンター借地借家法』[2版](日本評論社, 2019) 269頁[岡山忠広=石渡圭]参照。

52) 原紛センター『原子力損害賠償紛争解決センター活動状況報告書~平成27年における状況について~(概況報告と総括)』(2015) 19頁。一般的な清算条項について原紛センターは消極的であるものの, 例外的にそれを認めることについて, 平成30年の原紛センターの活動状況報告書(前掲注(24)) 24頁参照。この年以降の活動状況報告書においても, 同様の記述がみられる。一般的な清算条項が和解に盛り込まれる運用の具体的な内容は, 令和3年の活動状況報告書(前掲注(4))によれば, 福島原発事故からの時間の経過によって一般的な清算条項を付することが相当と思われる事件について, 東京電力が和解に応じるための条件として一般的な清算条項を求め, 申立人において清算条項の意味を十分に理解したうえでこれに同意する場合には, 仲介委員が相当性を慎重に吟味し, 総括委員会の助言を求める内部手続を経て, 清算の対象を可能な限り限定したうえで, 一般的な清算条項を付すというものである(31頁)。

原賠ADRにおける和解において一般的な清算条項が設けられた件数は, 次の通りである。

福島原発事故における原子力損害賠償ADRの運用の手続的課題の検討
 また、下線は、執筆者が付したものである。) ⁵³⁾。この和解条項の形式や清算条
 項の文言は、すべてではないものの、ほとんどの和解において用いられている。

年	和解成立件数 (A)	清算条項付き和解の 件数 (B) ^{※1}	Bのうち完全清算条 項付き和解の件数 ^{※2}	清算条項付き和解の 割合 (B/A)
2012	1202	101	6	8.40%
2013	3926	5	0	0.13%
2014	4438	0	0	0.00%
2015	3643	0	0	0.00%
2016	2755	1	1	0.04%
2017	1581	8	0	0.51%
2018	1232	54	23	4.38%
2019	969	42	19	4.33%

データの出典：清算条項及び完全清算条項の付された和解の件数については、201回国会
 参議院予算委員会会議録12号（2020.3.17）30頁の小早川智明（東京電力ホールディング
 ス株式会社代表取締役社長）答弁（以下「国会答弁」）により、和解成立件数については
 令和3年の原紛センターの活動状況報告書（前掲注（4））による。

- ※1 清算条項については、国会答弁では定義されていないものの、文脈からすると、原因と
 なる事故に起因する全部または一部の損害に関し、当該和解に定めるもののほか、何ら
 債権債務がないことを相互に確認する条項を指すと思われる。
- ※2 完全清算条項とは、国会答弁において、原因となる事故に起因する全部の損害に関し、
 当該和解に定めるもののほか、何ら債権債務がないことを相互に確認する条項と説明さ
 れている。

2012年と2013年、2016年と2017年間に、清算条項に関する原紛センターの考え方に変更があっ
 たことが見てとれる。なお、原紛センター内部の基準・考え方については注30参照。

53) 原紛センターにより公表されている和解事例1058。 https://www.mext.go.jp/component/a_menu/science/detail/_icsFiles/afieldfile/2015/09/08/1331335_1058.pdf

第1 和解の範囲

申立人と被申立人は、本件に関し、下記の損害項目（下記期間に限る.）について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力は及ばないことを相互に確認する。

記

1 損害項目

- (1) 生命身体損害（治療費等）
- (2) 生命身体損害（慰謝料）
- (3) 就労不能損害
- (4) 精神的損害

2 期間

上記 (1) ～ (3) につき、

平成23年3月11日～平成25年3月31日

上記 (4) につき、平成23年3月11日～同年12月31日

第2 和解金額

被申立人は、前項の損害項目及び期間についての和解金として、申立人に対し、金●円の支払義務があることを認める。

〈内訳〉

- | | |
|----------------|----|
| 1 生命身体損害（治療費等） | ●円 |
| 2 生命身体損害（慰謝料） | ●円 |
| 3 就労不能損害 | ●円 |
| 4 精神的損害 | ●円 |

第3 既払金

申立人及び被申立人は、被申立人が申立人に対し、前項の金員のうち、金●円を支払済みであることを確認する。

第4 支払方法（省略）

第5 清算

申立人と被申立人は、第1項記載の損害項目（ただし、同項記載の期間に限る.）について、以下の点を相互に確認する。

- 1 本和解に定める金額を超える部分につき、本和解の効力が及ばず、申立人が被申立人に対して別途損害賠償請求することを妨げない。
- 2 本和解に定める金額に係る遅延損害金につき、申立人は被申立人に対して別途請求しない。

この和解条項では、1項において和解の対象を項目・期間から限定したうえで、その項目・期間についてのみ5項の清算条項の効力が及ぶとされるものの、和解に定める金額を超える部分には和解の効力が及ばず、追加請求できるとされている。和解の対象について、損害額が確定されていない和解ということになる。例えば、この和解例では、和解後において、この和解の対象ではなかった避難費用の請求や平成24年1月1日以降の精神的損害の請求だけでなく、今回の和解の対象であった平成23年3月11日から平成23年12月31日の間の精神的損害についても、追加で請求できることになる。原賠ADRにおいてある損害の評価額がいくらであるかが争われて和解したとしても、その評価額が実は和解における合意額を超えていることを主張して、原紛センターへの再度の申立てや訴訟の提起が認められ⁵⁴⁾、実際にそのような訴訟が提起されている⁵⁵⁾。そのため、原賠ADRにおけるこの清算条項は、実質的には、清算条項によって清算される範囲がゼロに近く、「清算されない清算条項」といえるものである⁵⁶⁾。原紛センターがこのような清算条項を用いる理由として、被害者は生活や事業の全般にわたり前例のない被害を受けて、損害の全部が把握できないこと、証拠が揃わないことに配慮したと説明され、賠償金は支払可能な部分から順次早期に支払を実行すべきものであるということもあわせて指摘されている⁵⁷⁾。

前記二で説明したように、福島原発事故による損害賠償は、避難が長期間にわたり、損害の全体を把握するのに時間がかかるために、賠償を逐次実施する必要が高い。そのため、多くの場合において、和解における清算条項の範囲を、福島原発事故に関する損害のすべて、とできないのは言うまでもない。しかし、和解の対象であった特定の損害項目・期間についてすらも、損害額

54) 原紛センター・前掲注(52)平成27年活動状況報告書19頁。

55) 例えば、福島地判平成29年10月10日判時2356号3頁や京都地判平成30年3月15日判時2375=2376号14頁では、個別の原告について認定された損害額から、原賠ADRにより支払った弁済額を控除することについての検討・判示がなされている。

56) 野山・前掲注(27)12頁。

57) 野山・前掲注(27)12頁。

を確定させずに追加の請求を許すというのでは、暫定的な解決として「仮払い」をしているに過ぎない（ただし、「仮払い」といっても、片面的なものであり、支払額が実際の損害額より多かったことを理由とする返還請求はできない。）と評価できるものであり、紛争解決効が極めて低い。ADRでありながら紛争を「解決」しないというのは極めて異例であり、手続を行うことの意味が問われる。このような清算条項を用いる理由として原紛センターによって指摘される、損害の全部の把握が困難なことや証拠が揃わないことについては、和解の対象となる範囲を限定すれば解決できる問題であって、和解の対象とされたものについても損害額を確定させない理由にはならない。また、被害者に早く現金を渡す必要性については、福島原発事故から間もない頃については特に理解できるものの、本来的には仮払いで対処すべき問題であるし、東京電力に対する直接請求によっても一定程度は対応することができるので（東京電力は、中間指針等に準拠した自主賠償の基準を設けて、受け付けた直接請求に対する支払を行っている。この直接請求に対する支払に際しての合意書では、清算条項はなく、直接請求後に原賠ADRの申立てが可能である。）、紛争を解決しない清算条項を正当化する理由にはならない。そのため、和解の対象とされた項目・期間については、損害額を確定させて、追加の請求を許さない内容の清算条項が適切であるといえる。

六 訴訟・ADR重複係属

(1) 問題の状況

ア 原子力損害賠償に関する紛争の解決手続として訴訟と原賠ADRとが用意されているため、福島原発事故では、被害者が訴訟と原賠ADRの2つを並行して用いる事例が生じている。一般的には手続の重複は好ましいことではないので、訴訟と原賠ADRとで同時に手続が係属することが適切であるかについて、検討する必要がある。

福島原発事故の損害賠償請求訴訟と原賠ADRとで請求しているものが重な

福島原発事故における原子力損害賠償ADRの運用の手続的課題の検討
り合わないのであれば、審理される具体的な内容は重複しないので⁵⁸⁾、訴訟と
原賠ADRとで並行して手続が係属することは、さしあたりは問題ないと考え
てよいであろう。

しかし、訴訟と原賠ADRとで請求しているものが同一あるいは重なり合っ
ている場合には、審理の重複（裁判所と原紛センターはいずれも国費により
運営されている.）、被告・被申立人である東京電力の二重の手続対応、訴訟
と原賠ADRとで矛盾する判断が生じる可能性⁵⁹⁾ がでてくるので、訴訟と原賠
ADRとで並行して手続が係属することが適切であるかについて、考える必要
がある。以下では、訴訟と原賠ADRとで並行して手続が係属し、両方で請求
しているものが同一あるいは重なり合っている場合を「訴訟・ADR重複係属」
と呼び、この問題について検討していく。

イ 東京電力から被害者に対して原賠ADRの申立てを行った例はなく、また、
詐欺的な不正請求により支払った賠償金の返還を求める場合を除いては、訴
訟を提起したこともないため、訴訟・ADR重複係属は、被害者が訴えの提起
と原賠ADRの申立ての両方を起こすことによって生じる。どのような理由か
ら被害者が両方の手続を並行して進めているかは明らかではないものの、個
人の被害者が訴訟と原賠ADRの手続の両方を並行して行うことはそれなりの
負担であること、後に触れる福島県弁護士会の会長声明では集団訴訟と原賠
ADRの重複を念頭においた説明がなされていることを踏まえると、個人で原
賠ADRの申立てを行いながら、集団訴訟の原告となっている状況において生
じていることが多いと推測できる。そして、争われている損害の内容としては、
集団訴訟では精神的損害の慰謝料の請求がなされることが多いことから、原
賠ADRにおいて個人として精神的損害の慰謝料の増額を求めつつ、集団訴訟
でも原告団の大多数や全員について一律の精神的損害の慰謝料を求めている
事案が典型例であると考えることができる。

58) ただし、損害の項目・期間が重なり合っていないとはいっても、類似している場合については、
訴訟・ADR重複係属の適切性について検討することはできそうであるが、ここでは触れない。

59) もっとも、訴訟における重複訴訟の禁止（民訴142）とは異なり、既判力が矛盾抵触するわけ
ではなく、重要度が低い。

ウ 訴訟・ADR重複係属のままです続が進行した場合の扱いを確認しておく。訴訟の判決が先に確定した場合には、判決の既判力が当事者に及ぶので、原賠ADRの手続を進める必要がなくなるか、あるいは、原賠ADRの手続を進めるとしても、判決と同内容の和解を成立させることになる。ただし、原賠ADRよりも訴訟の方が時間を要するのが通常であろうから、訴訟の判決が先に確定することは少ないと思われる。

これに対して、原賠ADRにおける和解の成立が先に行われた場合には、その和解の合意の内容やその履行を訴訟において考慮に入れて判決が出されることになる。しかし、前述のように原賠ADRの和解における清算条項は清算の効力がないに等しいため、訴訟では、原賠ADRにおいて成立した和解の内容とは関係なしに、損害額の認定を行い、その損害額から原賠ADRの和解に従って東京電力が支払った金額で弁済の抗弁の対象となるものを差し引くことになる。原賠ADRよりも訴訟で認定された損害額が高ければ、東京電力は追加の支払を行う。一方、訴訟よりも原賠ADRで認定された損害額が高ければ、東京電力は追加の支払を行わず、前述のように（五）、和解の合意の効力から被害者は訴訟での認定額と原賠ADRで認定されて東京電力から支払を受けた額の差額を東京電力に返還する必要はない。そうすると、訴訟・ADR重複係属時に両方の手続を並行して進める（東京電力が原賠ADRにおいて提示された和解案の諾否を明らかにし、和解を成立させる）ことは、被害者にとって、訴訟と原賠ADRとで損害額の認定を受ける二回の機会を得て、訴訟での認定額と原賠ADRでの認定額のどちらか高い方の金額の賠償を受けられることを意味する。福島原発事故における訴訟・ADR重複係属の問題については、被害者に同じ請求について二回争って、二回のうち有利な結果の実現を認めることが紛争の一回的解決の理念に反しないか、東京電力との関係でも手続的には公平といえるかを念頭におきながら、検討することが必要になる。

(2) 原紛センターの方針と東京電力の対応、それに対する批判

訴訟・ADR重複係属が生じた場合、原紛センターは、両者の手続が並行し

福島原発事故における原子力損害賠償ADRの運用の手続的課題の検討
て行われることを問題視せず、可能な限り原賠ADRにおける和解成立に向けて東京電力を説得していく方針を採用している⁶⁰⁾。これは、東京電力には民事訴訟において請求権の全部または一部の不存在を判決によって確定させる法的利益が生じているとしても、「柔軟な手続による適切かつ迅速な賠償の実現を目的とするセンターの和解仲介手続の意義がなくなるわけではなく、和解が成立すれば訴訟において一部弁済の抗弁を提出することも可能」なためである⁶¹⁾。

しかし、東京電力は、2017年以降、例外はあるものの、原賠ADRの手続には参加するものの、関連訴訟の判決が確定するまでの間、仲介委員から提示された和解案に対する諾否の意見を留保する対応をとっている⁶²⁾ ⁶³⁾。そのため、仲介委員の説得にもかかわらず、東京電力が和解案に対する諾否の留保を続け、被害者が訴訟・ADR重複係属を解消させない場合には、和解仲介による紛争解決の見込みがないものとして、和解の仲介手続の打ち切りへと至ることもある⁶⁴⁾。

東京電力による和解案諾否留保の対応については批判がある。日弁連は、訴訟での解決を待たなければ和解仲介手続が進められず、迅速かつ適正な解決を目指す原紛センターの存在意義に関わること、被害者に訴えの取下げを強いることにつながり、裁判を受ける権利の保障の観点から問題があることを指摘して、是正を求めている⁶⁵⁾。福島県弁護士会も、集団訴訟では判決確定

60) 原紛センター『原子力損害賠償紛争解決センター活動状況報告書～平成29年における状況について～（概況報告と総括）』（2017）19-20頁、原紛センター・前掲注（4）令和3年活動状況報告書33頁。

61) 原紛センター・前掲注（60）平成29年活動状況報告書19-20頁。

62) 原紛センター・前掲注（60）平成29年活動状況報告書19頁。訴訟・ADR重複係属が生じていても、原賠ADRにおいて和解が成立した事例があることについては、原紛センター・前掲注（24）平成30年活動状況報告書25頁。

63) 判決確定前に和解に応じるといっても、第一審判決が言い渡されて控訴審で係属中の場合には第一審判決と異なる内容の和解に応じることが基本的になく、また、控訴審判決が言い渡されて上告審に係属中の場合には、上告審において弁済の抗弁を出すことができないことから、和解には応じないことがあるという。原紛センター・前掲注（4）令和3年活動状況報告書33頁。

64) 原紛センター・前掲注（24）平成30年活動状況報告書25頁。

65) 日本弁護士連合会「原子力損害賠償紛争解決センターの和解仲介手続における東京電力の不当な和解案諾否留保に抗議し、迅速な和解仲介手続の進行を求める会長声明」（2018.3.2）

まで時間がかかるので被害者が長期間にわたって賠償を受けられず、簡便な手続による迅速な賠償の実現という原賠ADRの目的を著しく損ねるおそれがあること、「3つの誓い」の一つである和解案の尊重に反することを指摘して、東京電力の対応を批判する^{66) 67)}。

(3) 問題の検討

ア ADR法26条

訴訟とADR（以下では、裁判以外の紛争の解決方法のうち、仲裁を除いたものとして用いる。）が重複して係属することは、原賠ADRに限って生じる問題ではなく、あらゆるADRにおいて生じうる。訴訟とADRとで並行して手続が係属した場合に関して、ADR法26条に規定が設けられている（同様の規定は、他のADRに関する法律にも設けられている。金商156条の52などの金融ADRの根拠法、住宅品質73条の3、建設25条の17、生活センター28条、雇均25条。これらの他に、裁判所における調停ということで、これらとは位置付けが異なるものの、類似の内容の定めとして、民調20条の3、家事手続275条がある。）。ADR法26条は、民間型のADRでADR法5条による法務大臣の認証を受けたもの（以下「認証ADR」という。）について適用されるため、原賠ADRを適用対象とするものではないが、重複係属時の関係を考える出発点となろう。

ADR法26条は、認証ADRを行う合意が当事者間にある場合または認証ADRが行われている場合であって、当事者間に訴訟が係属しているときについて、両当事者の共同の申立てがなされることを条件として、受訴裁判所が4か月以内の期間を定めて訴訟手続を中止できることを定めている。この規定

<https://www.nichibenren.or.jp/document/statement/year/2018/180302.html>

66) 福島県弁護士会「原子力損害賠償紛争解決センターの和解仲介手続における東京電力の不当な和解案受諾保留に抗議し、迅速な和解仲介手続の進行を求める会長声明」(2018.2.8) <https://www.f-bengoshikai.com/topics/t1/3667.html>

67) この他に、小島延夫「原賠ADRの現状と課題」法時90巻8号(2018)77頁も、「柔軟な手続による適切かつ迅速な賠償の実現を目的とするセンターの和解仲介手続の意義を考えると、和解手続の成立が目指されるべき」とする。

の趣旨は、訴え提起をしてもADRによって紛争解決を図ることを当事者が希望する場合にADRの他に訴訟追行も並行してしなければならないとすれば、労力、費用、時間等の負担が増すため、一定期間、認証ADRに専念することができるようになることにある⁶⁸⁾。ここでは、訴訟とADRが重複係属した場合には、どちらかの手続が自動的に停止されるわけではなく、それぞれの手続が進行していくことが前提とされている。

そして、ADR法26条は、訴訟の中止について規定する一方で、認証ADRの中止については何も定めていない。これは、当事者が拒否したとしても手続が進行して判決が言い渡される訴訟手続とは異なり、認証ADRにおける手続進行や和解の成立は当事者の意思を基礎として行われるものであるため、一方当事者が認証ADRによって紛争を解決したくないまたは手続の進行を停めたいと考えた場合には、その手続の進行の停止や終了へと至らざるを得ないため、中止の規定が必要ないためであろう。

認証ADRではないADRも、認証ADRと同じく、当事者の意思を基礎として手続の進行と和解や調停の成立が行われる。そうすると、認証ADRと同様に、訴訟とADRの手続が重複して係属する場合には、一方当事者の意思によってADRの手続の進行の停止や終了へと至る仕組みになっているといえる。このように考えると、訴訟・ADR重複係属への対応として、一方当事者がADR手続への参加を拒否し、また、参加していたとしても手続に協力しないことは問題ではない。

イ ADR手続への参加義務

このことは、当事者間のADR利用合意などによって当事者が特定のADR手続への参加・誠実な交渉という法的義務を負っている場合⁶⁹⁾には、どうなる

68) 小林・前掲注(50) 133-134頁。

69) 山本和彦「ADR合意の効力——訴権制限合意についての若干の検討——」伊藤眞＝上野泰男＝加藤哲夫編『民事手続における法と実践: 榎善夫先生・遠藤賢治先生古稀祝賀』(成文堂, 2014) 42頁は、ADRの合意には、ADR利用合意、ADR利用強制合意(紛争解決のために特定のADR手続利用を両当事者に義務付ける合意)、訴権制限合意(特定のADR手続を経ない訴えの提起を両当事者に許さない合意)がありうるとしたうえで、ADR利用合意においては、一方当事者がADRを利用する場合には他方当事者はそれを拒絶できないという効果があるとする。山

のであろうか。もしも、訴訟・ADR重複係属時においても、ADR手続への参加義務が依然としてそのまま継続していると考えるのであれば、ADR手続の拒否は不適切ということになる⁷⁰⁾。

抽象的にいえば、利用することが予定されているADRの手続の内容や目的から考えて、訴訟と比較して、ADRに独自の意義が相当の程度認められるのであれば、そのことは、重複係属後であってもADR手続への参加義務を続けさせる方向に作用する。これに対して、独自の意義が低ければ、そのことは、参加義務が続かないと考える方向に作用するであろう。例えば、当事者間の交渉の促進を主たる内容とするADRであれば、権利の有無の判定を目的とする訴訟と行う内容が著しく異なるので、訴訟をしながら当事者間において訴訟外で交渉がなされるように、訴訟・ADR重複係属時においてもADR手続への参加義務が残ると考えることには意味がある。これに対して、当事者の主張が法的にどのように評価されるかが手続実施者から示されることを主たる内容とするADRであれば、訴訟と比較しての独自の意義が低くなるので、訴訟・ADR重複係属時にADR手続への参加義務が続くと考えることに疑問が投げかけられる。

そこで、被告・被申立人の二重の手続対応の負担（一方当事者が訴えの提起とADRの申立てを行った場合）や審理の重複が訴訟・ADR重複係属時におけるADR手続への参加義務の存続に否定的に働くことを前提に、ADRの手続の内容や目的からADR独自の意義がどの程度あるのか、個別の事件ごとに異なるADR利用合意やADR手続への参加義務の趣旨から、ADR手続への参加

田文「訴訟係属後のADR手続の利用について 裁判とADRの連携の試み」本間靖規＝中島弘雅＝菅原郁夫＝西川佳代＝安西明子＝渡部美由紀編『民事手続法の比較法的・歴史的研究：河野正憲先生古稀祝賀』（慈学社出版、2014）682頁は、ADR利用合意の債務について、両当事者の合意成立時の意思解釈によるために一般的な議論はできないとしつつも、手続法上の債務として、ADR利用に向けた準備、手続参加、誠実交渉、不調後に初めて訴えを提起することが想定されるとする。

70) なお、ADR手続への参加・誠実な交渉という法的義務の不履行があったとしても、義務の内容が明確ではないためにADRの手続進行への協力や紛争解決の合意を法的には強制することが極めて困難であろう。また、債務不履行を理由とする損害賠償についても、損害の認定の困難がある（山田・前掲注（69）681頁参照）。

義務が続くかについて考えていくことになると思われる。

ウ 原賠ADRの独自の意義と東京電力の原賠ADR手続への参加義務

(ア) まず、原賠ADRの独自の意義について検討していく。手続の内容についてみると、原賠ADRは、当事者間の交渉の橋渡しを内容とする交渉促進型ではなく、手続実施者である仲介委員が中間指針等の一定の基準に準拠して両当事者の主張を評価して和解案を示して諾否の表明を求めるもので、評価型であって、裁断型に近いものとなっている（三（三）参照）。そのため、原賠ADRの手続の内容は、訴訟よりも手続は著しく簡易なものとなっているものの、権利の判定であって訴訟と同じである。

そして、手続の目的に関しては、原紛センターの業務規程では、原子力損害賠償に関する「紛争の迅速かつ適正な解決」が原賠ADRの目的として念頭におかれ（業務規程1条、21条1項）、訴訟・ADR重複係属問題について東京電力が批判される際にも迅速・適正な解決が原賠ADRの目的として指摘される⁷¹⁾。このうち、適正な解決については、訴訟の判決よりも原賠ADRの方が適正な結果をもたらすとはいえないし、また、訴訟・ADR重複係属時に両方の手続の進行をした場合の帰結である、ひとつの請求について訴訟と原賠ADRとで二回争う機会を与えて、認定された損害額の高い方を被害者が得られるようにすること（六（一）ウ参照）が原賠ADRの適正な解決の内容であると考えられることのできないので、訴訟よりも原賠ADRにおいてよりよく適正な解決が実現できるというわけではない。もう一方の目的である迅速な解決については、原賠ADRも手続終結までに時間がかかるものの、訴訟よりも原賠ADRの方が実現しやすいといえ、被害者への迅速な賠償金の支払が必要なことを考えると、このことは重要である。しかし、原賠ADRのために迅速に支払われることになる賠償金は、賠償金の全体ではなく、一部に限られることがある点には注意が必要である。東京電力は、訴訟や原賠ADRといった紛争解決手続が行われていたとしても、社内の自主賠償の基準までは原告や申立

71) 注61, 65, 66, 67に対応する本文を参照。

人に対する支払を行っており、また、自主賠償で支払を行う際の合意書において清算条項を設けず、追加の請求を認めている。そのため、原賠ADRのおかげで迅速な支払がなされることになる賠償金は、賠償金の全額ではなく、東京電力の自主賠償基準と原賠ADRで認定される金額の差額ということになる。

このように考えると、原賠ADRの目的のうちの紛争解決の迅速性には訴訟と比較して独自の価値が認められるものの、他方の原賠ADRの目的である紛争解決の適正性や原賠ADRにおいて実施する手続の内容について独自の価値は認められないため、訴訟と比較しての原賠ADRの独自の意義はそこまで高くないと評価できる。

(イ) そして、東京電力の原賠ADRの手続への参加義務の趣旨に関しては、そもそも原賠ADRの手続に参加する法的義務が東京電力にあるわけではなく(二参照)、前提が欠けているという点は措いておくとしても、「3つの誓い」の一つとして和解仲介案の尊重が掲げられた趣旨は、損害賠償を貫徹するという文脈で出された事項であることを踏まえると訴訟以外の簡易な方法によって紛争を解決する手段を被害者に提供することにあつたのであり、訴訟と原賠ADRの両方の手続を被害者が行えるようにすることではなかったと思われる⁷²⁾。

(ウ) ここまでの検討をまとめると、訴訟・ADR重複係属によって審理の重複が発生し、訴訟の被告であつて原賠ADRの被申立人である東京電力には二重の手続対応の負担が生じている一方で、訴訟と比較しての原賠ADRの独自の意義はそこまで高くなく、東京電力の原賠ADRの手続への参加義務については、それが仮にあつたとしても、二重の手続係属を認める趣旨でなかったということになる。そのため、東京電力が原賠ADRの手続への参加義務を負つ

72) 和解仲介案の尊重を含む「3つの誓い」は、「損害賠償の迅速かつ適切な実施のための方策」として「新・総合特別事業計画」において位置付けられている(支援機構=東京電力・前掲注(14)31頁)。「3つの誓い」の内容が最後の一人まで賠償貫徹、迅速かつきめ細やかな賠償の徹底、和解仲介案の尊重の3つであることをあわせて考えると、訴訟と原賠ADRの両方の手続を被害者が行えるようにすることを意図するとは考えられない。

福島原発事故における原子力損害賠償ADRの運用の手続的課題の検討
ているとしても、訴訟・ADR重複係属時にはその義務は維持されないと考
えるべきである⁷³⁾。

このように考えると、当事者の意思を基礎としてADR手続の進行と和解の
成立がなされるという原則に立ち戻り、訴訟・ADR重複係属時に東京電力が
原賠ADRの手続を拒否することは不適切ではないことになる。当然ながら、
原賠ADR手続に参加しつつも、提示された和解案の諾否を留保するという東
京電力が実際に行っている対応も不適切とはいえない。

七 手続打ち切りのタイミング

ADRは当事者間で和解・調停の成立の合意がなされることを目指す手続な
ので、和解・調停の合意へと至らない場合には、手続を続ける意味がなくな
るので、手続を終了させることになる。これは、原賠ADRにおいても同様で
ある。仲介委員が提示した和解案について当事者双方の受諾が得られなかつ
た場合には、総括委員会に報告したうえで、仲介委員が原賠ADRの手続を打
ち切ることになる（申立処理要領3条2項、3項）。打ち切りの要件に関して、組
織令は、「申立てに係る紛争が解決される見込みがないと認めるとき」に和解
の仲介を打ち切ることができる（組織令11条1項）。この要件は、業務規
程において、「当事者が和解仲介手続において和解により解決する意思がない
ことを明確にしたとき」（業務規程34条1項2号）や「和解仲介手続の実施が困
難であると認められるとき」（同項4号）などさらに具体化されている。

原賠ADRにおける手続の打ち切りに関しては、福島県浪江町の住民約1万5千
人が集団で原賠ADRを申し立てた事件（以下「浪江町集団申立て事件」とい
う。）において、仲介委員の提示した和解案の受諾を東京電力が拒否したにも
関わらず（この事件では、原紛センターの実務運用においては例外的では
あるものの、和解案の理由が仲介委員から書面（和解案提示理由書、和解案

73) 原賠ADRの手続に参加する義務が東京電力にはないと考えた場合には、当然、同じことにな
る

の内容の理由を仲介委員が示す書面は、原紛センターでは、和解案提示理由書と称されている。和解案提示理由書という名称にもかかわらず、和解案を提示する理由を説明するものではない。)で示され、和解案の理由の提示によって東京電力に対して和解案を受諾するように説得する試みがなされた後に、東京電力が受諾拒否の回答を行った。)原紛センターが東京電力に対する受諾の働きかけ(和解案受諾の勧告や総括委員会による所見の公表など)を繰り返し行ったために⁷⁴⁾ 手続の打切りが遅延し(この事件では、申立てから和解案の提示までに約10か月、和解案の提示から東京電力による最初の拒絶の回答まで約3か月、東京電力の最初の拒否の回答から手続の打切りまで約4年を要し、合計で、申立てから手続の打切りまでの期間が約5年にも及んだ。)、その結果として、他の訴訟と比べて、浪江町住民による訴え提起が著しく遅れたことが紹介されている⁷⁵⁾。

東京電力が和解案の受諾を拒否したために原賠ADRの手続が打ち切られた事例において、東京電力の受諾拒否から手続打切りまでの期間は原紛センターから公表されていない。そのため、手続の打切りが遅延したのは浪江町集団申立て事件のみであるのか、それ以外の東京電力が和解案の受諾を拒否した事件においても手続の打切りが遅延しているのかは明らかではない。しかし、原紛センターの平成30年の活動状況報告書において、東京電力が和解案を受諾しなかったために和解仲介による紛争解決の見込みがないとして手続を打ち切る判断が平成30年4月以降になされるようになったと説明され⁷⁶⁾、浪江町集団申立て事件の手続打切りが平成30年の4月5日であったこと⁷⁷⁾、原紛センターによって和解成立に至らなかった事例のうち和解案の理由が公表され

74) 原紛センターは、業務規程28条5項により、当事者が和解案の受諾を拒否したときであっても、仲介委員がさらに和解仲介手続を継続できるとしている。

75) 豊永・前掲注(10) 50-51頁。

76) 原紛センター・前掲注(24) 平成30年活動状況報告書24頁。ただし、念頭に置かれているのは、原賠ADRの申立人が東京電力社員またはその家族である事例を除いたものである。申立人が東京電力社員またはその家族である事件については、平成30年(2018年)4月よりも前から、東京電力による和解案受諾拒否を理由とする手続打切りが行われている。原紛センター・前掲注(4) 令和3年活動状況報告書16頁。

77) 豊永・前掲注(10) 51頁。

福島原発事故における原子力損害賠償ADRの運用の手続的課題の検討
ている11の事例の中には、仲介委員による和解案の提示から（東京電力による受諾拒否を受けての）仲介委員による東京電力に対する和解案受諾への働きかけの最後のものまでの期間が5か月であった事例、13か月であった事例が含まれている⁷⁸⁾。このことからすると、東京電力が和解案を拒否した後に、仲介委員から東京電力に対して和解案受諾の説得が続けられることによって、受諾拒否の回答から手続の打ち切りまでに相当の期間を要する事例がそれなりにあると推測することができる。

原紛センターは、原紛センターの組織目的から「和解による紛争の解決を目指すべきことは当然」という立場から、東京電力による和解案受諾拒否の回答後において、場合によっては年単位にも及ぶ相当の期間にわたって和解案受諾の説得を続けることを正当化するようである⁷⁹⁾。しかし、ADRと訴訟との役割分担としてADRにおいて当事者間で合意に至らなかった事件について訴訟が行われることは当然に想定されるのであり⁸⁰⁾、ADRにおいて和解の成立の「見込み薄であるのに手続を遷延させるようなことがあれば、当事者の受ける損失は大きい」ものとなる⁸¹⁾。権利者にとっては、義務者による任意支払手続・ADR手続・裁判手続という権利の実現手続の総体から考えると、迅速な権利実現のために、それぞれの手続には時間的な制約、いわば「持ち時間」がありADRでの手続打ち切りが遅延して権利者による訴訟提起が遅れると、権利者の権利の迅速な実現が阻害されてしまう⁸²⁾。逆に、義務者にとっては、ADR手続に参加する義務を負っている場合（さらには、法的な参加義務を負っていないとしても、福島原発事故における東京電力のように、原賠ADRの

78) 原紛センター「和解案提示理由書等（成立に至らなかった事例）」 https://www.mext.go.jp/a_menu/genshi_baisho/jiko_baisho/detail/1403177.htm（最終閲覧日2022年8月17日）のうち、5か月の事例は和解案提示理由書等3で、13か月の事例は和解案提示理由書等10である。

79) 原紛センター・前掲注（24）平成30年活動状況報告書24頁。

80) 原紛センターも、このこと自体は認識しており、東京電力による和解案受諾の拒否を理由とする和解仲介手続の打ち切りに関して、「和解仲介手続による解決の見込みがないと判断される事件については、被害者に対し、適切な時期に訴訟という選択肢も踏まえた手段選択の検討をしてもらうことも重要」と説明している。原紛センター・前掲注（24）平成30年活動状況報告書24頁。

81) 山本＝山田・前掲注（50）261頁。

82) 豊永・前掲注（10）50-53頁参照。

手続に参加しない、そこから離脱するという選択肢が実質的にはとれない場合)は、ADR手続から離脱することができず、手続対応のコストが嵩むことになる。そのため、相当の期間にわたって和解案受諾の説得を続けることは、適切とは言い難い。

どの程度の期間であれば、一方当事者からの和解案の受諾拒否の回答後も手続実施者が手続を打ち切らずに説得を続けることが許されるかについて、一律の基準を示すことは困難である。しかし、手続実施者が当事者の主張をもとに和解案・調停案を示す評価型のADRであって、提示された和解案・調停案について当事者間で交渉をすることが手続の主要な内容とされていないものについては、そのADRの手続において迅速な処理が求められる程度に沿った形で、手続実施者と和解案・調停案を拒否した当事者との間で見解が異なる点についての確認が行われ、それでも当事者が和解案・調停案を受諾しないのであれば、それ以上、手続を続けることは不適切である。なぜなら、見解の相違について確認がなされたことによって、当事者の考え方が変わる契機がなくなったと考えられるためである。具体的には、原賠ADRであれば、迅速な紛争解決が目的とされていることを踏まえると、東京電力が和解案を拒否した後に仲介委員から説明が一度なされてもなお受諾されない場合には、その時点で手続を打ち切るべきである⁸³⁾。

八 おわりに

この論文では、原賠ADRの運用について、手続法的な観点に着目した検討を行い、原賠ADRの審理の計画・予定を当事者に知らせるという手続保障の観点から問題があること、和解における清算条項の内容が希薄であって紛争解決の効果が低く問題であること、訴訟・ADR重複係属における東京電力の

83) 豊永・前掲注(10)52頁は、原紛センターが自ら示した3か月という紛争解決の目標期間に照らして、数か月を超えて和解案の受諾に向けた働きかけを継続することは、望ましくないとする。

福島原発事故における原子力損害賠償ADRの運用の手続的課題の検討
和解案諾否留保の対応は（原紛センターの考えと異なって）問題とはいえな
いこと、東京電力が和解案の受諾を拒否した場合における原紛センターによ
る手続の打切りのタイミングが遅いために問題があることを明らかにした。
これらの問題点は、原賠ADRの特殊性に由来する側面もあるものの、ADR全
般に通じる議論でもあるので、原賠ADRの課題を他のADRを論じるにあたっ
ても活かしていくことができる。

原賠ADRは、福島原発事故による原子力損害賠償に関する多数の紛争の解
決にあたって必要不可欠な役割を果たしており、成功したと評価することが
できるものの、福島原発事故後に原紛センターをゼロから急遽立ち上げて大
量の事件を処理していかなければならなかったことを考えると、このような
問題点が生じるのはおかしなことではない。原賠ADRの問題点をも考慮した
うえで原賠ADRの評価をしていくことが必要である。

